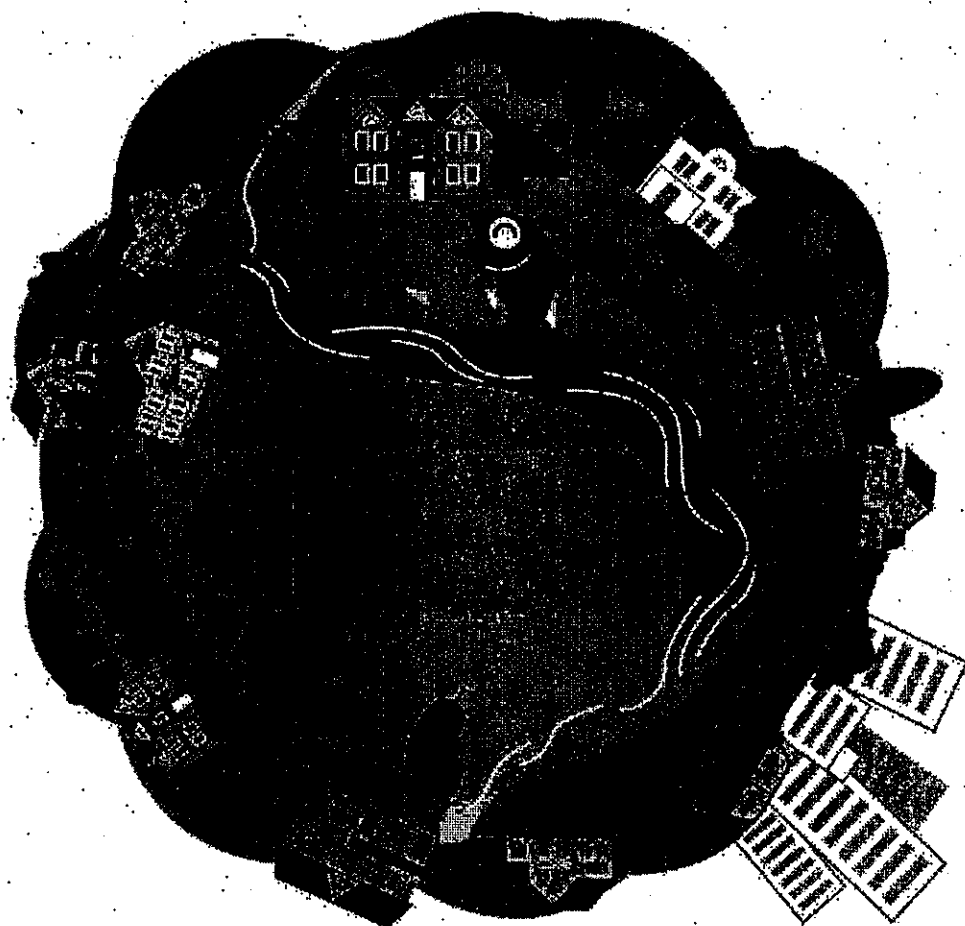


せいかつほご
生活保護のしおり



たからづかしふくしじむしょ
宝塚市福祉事務所

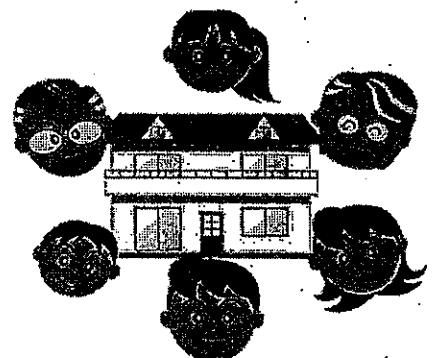


このしおりは、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{せつめい か}についての説明が書かれたものです。

^{はじめ} ^お ^{かなら} ^よ ^{たいせつ} ^も
始めから終わりまで必ず読んで、大切に持っていてください。

◇ ^も ^く ^じ 目次 ◇

^{せいかつ ほ ご} 生活保護とは	1
^{ほ ご き かた} 保護の決め方	2
^{さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく} 最低生活費と収入の比較	3
^{せいかつ ほ ご う} 生活保護を受けるには	4
^{ほ ご しゅるい} 保護の種類	5
^{いちじてき ふじよ} 一時的な扶助について	6
^{いりょう う} 医療を受けるにあたって	8
^{ほ ご う ひと きむ} 保護を受ける人の義務	10
^{ほ ご う ひと けんり} 保護を受ける人の権利	12
^{ほ ご ひ しきゅうほうほう} 保護費の支給方法	12
^{がいこくせき かた ほ ご} 外国籍の方の保護	12
^{た ちゅうい} その他注意してもらうこと	13
^{ほ ご けってい ふふく} 保護決定に不服があるとき	13
^{みんせいいいん} ケースワーカーと民生委員	14
^{じどういいん} 児童委員	



せいかつ ほ ご 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ びょうき こうれい さまざま りゆう せいかつ こま
私たちの一生の間には、病気や高齢、けがなど、様々な理由で生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご せたい たい けいざいてきえんじょ おこな こくみん けんり
生活保護は、こうした世帯に対して、経済的援助を行い、国民の権利である
けんこう ぶんかてき せいかつ ほしろう にち はや じりつ せいかつ えんじょ
健康で文化的な生活を保障し、1日も早く自立して生活できるように援助する
せいど
制度です。

にほんこくけんぽう 日本国憲法

だい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いたな けんり ゆう
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしろうおよ こうしゅう
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆
えいせい こうじょうおよ ぞうしん つと
衛生の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ くに せいかつ
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活
こんきゆう こくみん たい こんきゆう ていど おう ひつよう
に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な
ほ ご おこな さいていげんど せいかつ ほしろう じりつ
保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立
じょちよう もくてき
を助長することを目的とする。

ほご き かつ 保護の決め方

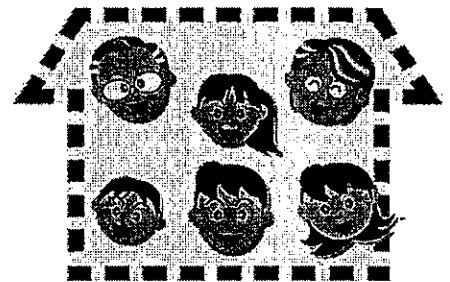
せいかつ ほご う ほんにん いし もと しんせい ひつよう しんせい
生活保護を受けるには、本人の意思に基づく申請が必要です。申請がなされれ

くに さだ さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく ほご う はんたん
ば、国が定めた最低生活費と、収入を比較して保護を受けられるかどうか判断し

ほご しんせい げんそく こじん せたいたんい おこな さいていせいかつひ
ます。保護の申請は原則、個人ではなく世帯単位で行います。最低生活費は、

かぞく にんずう ねんれい せたい じょうきょう ちが ほご ないよう しゅうにゅう
家族の人数、年齢など世帯の状況によって違います。保護の内容も収入の

じょうきょう せたい じょうきょう こと
状況や世帯の状況によって異なります。



さいていせいかつひ

① 最低生活費とは

しょくひ こうねつひ いるい せいかつひ やちん じゅうたくひ ぎむきょういく ひつよう
食費・光熱費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な

きょういくひ いりょうひ あ
教育費、医療費などを合わせたもの

しゅうにゅう

② 収入とは

せたいぜんたい しゅうにゅう はたら え きんろうしゅうにゅう ねんきん てあて しおく う
世帯全体の収入のこと。働いて得た勤労収入、年金、手当、仕送りを受

え しゅうにゅう しさん くるま ふどうさん せいめいほけん う え しゅうにゅう
けて得た収入、資産(車や不動産、生命保険など)を売って得た収入。

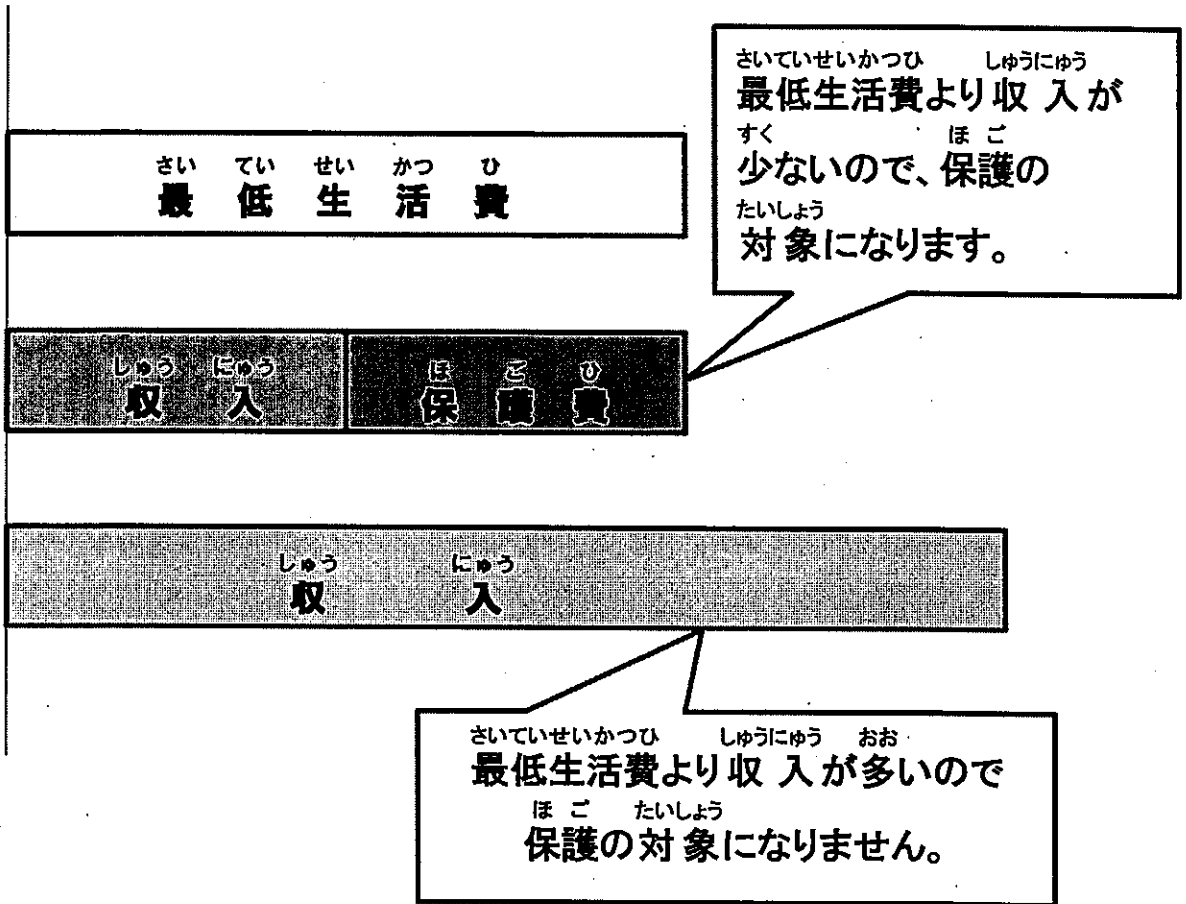
きんろうしゅうにゅう ひつようけいひ こうじょ さいていせいかつひ くら
勤労収入については、必要経費を控除して最低生活費と比べることになりま

す。また、勤労収入額に応じた金額が基礎控除として控除されます。収入が

ばあい かなら しんこく みしんこく ばあい しゅうにゅう ぜんがく
ある場合は必ず申告をしてください。未申告の場合は、その収入の全額、また

いちぶきんがく へんかんたいしゅう
は一部金額が返還対象となります。

さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく
最低生活費と収入の比較



れい さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい まんえん ほごひ しきゅう
**例1 最低生活費が10万円、収入が6万円の場合は、4万円が保護費として支給
 されます。**

れい さいていせいかつひ まんえん しゅうにゅう まんえん ばあい せいかつほご てきょう う
**例2 最低生活費が10万円、収入が15万円の場合は、生活保護の適用は受け
 られません。**

生活保護を受けるには

生活保護は、健康で文化的な生活を保障するための最後のセーフティネットです。

そのため、早期に自立できるよう各自の能力に応じて最善の努力をしてください。

1. 世帯のなかで、働ける人は、その能力に応じて働き、収入を得てください。

病気やけが・高齢など正当な理由がない方で仕事をされていない方は、

求職に向けての努力をしていただく必要があります。

2. 保護の開始後、自動車・不動産・貴金属などの資産は、原則として処分し、

最低生活の維持のために活用していただきます。

3. 民法で定められた扶養義務者(親・子・兄弟姉妹など)から援助を受けること

ができる場合は、援助を受けてください。

(民法に定められている扶養義務者による援助は、生活保護に優先して行

われることとされています。)

4. 年金・児童扶養手当・健康保険の傷病手当金、雇用保険の失業給付金な

ど他の法律や制度で受けられる手当・給付は先に受けてください。

ほご しゅるい
保護の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじよ せいかつじったい おう
生活保護には、次の8種類の扶助があり、それぞれ生活実態に応じて

くに さだ きじゆん はんいない しきゆう
国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- ① 生活扶助…食費、衣服費、水道光熱費など、日常生活のための費用
- ② 教育扶助…学用品、教材費、学級費、通学交通費、校外活動参加費、
学習支援費(例:クラブ活動費(実費))など義務教育に必要な費用
- ③ 住宅扶助…家賃、間代、地代など、住まいにかかる費用
- ④ 医療扶助…保険診療の範囲内で、病気、けがの治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助…介護保険の給付対象となる介護サービスに必要な費用
- ⑥ 出産扶助…分娩費用等の出産に必要な費用
- ⑦ 生業扶助…就職のための技能習得費用、高校就学に必要な
教材費、通学交通費、学習支援費(例:クラブ活動費(実費))など
- ⑧ 葬祭扶助…葬祭等に必要な費用

たいちじてき ひつよう おう しきゆう ふじよ
なお、その他一時的な必要に応じて支給する扶助もあります。

くわ らん
詳しくは6ページをご覧ください



いちじてき ふじょ 一時的な扶助について

つうじょう せいかつ ほ こひ べつ しきゅう ひつよう ふくしじむしょ みと ぼあい かぎ
通常の生活保護費とは別に、支給の必要があると福祉事務所が認めた場合に限り、
くに さだ きじゆんがく はんいなし しきゅう ふじょ
国が定めた基準額の範囲内で支給される扶助があります。

いちじふじょ ねい 一時扶助の例

ひ ふくひ ふとん がくどうふく しんせいじ しんぐ じょうじしきんしゃ かみ だいなど
被服費…布団、学童服、新生児の寝具、常時失禁者の紙おむつ代等

かみ だい しきゅう いりょうきかん しょうめい ひつよう
※紙おむつ代の支給には医療機関の証明が必要です。

い そうひ てんきよ さい かぐ うんばんひ つういん さい こうつうひ
移送費…転居の際の家具の運搬費、通院の際の交通費

つういん い そうひ しきゅう りょうよう ひつよう さいしょうげんど にっすう かぎ しょうびょうなど じょうたい
※通院移送費の支給は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態

おう けいざいてき ごうりてき けいるおよ こうつうしゅだん おこな しゅじい
に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段で行うものについて、主治医

いけん かくにん しょくたくいきょうぎなど おこな ひつようせい ほんだん じぜん
の意見を確認し嘱託医協議等を行い必要性を判断することになります。事前

しんせい ひつよう
の申請が必要です。

ちりょうざいりょうひ めがね けんこうほけん りょうようひ しきゅうたいしりょう ちりょうようそうぐなど
治療材料費…眼鏡や健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具等

じぜんしんせい ひつよう げんぶつきゆうふ
※事前申請が必要で、現物給付になります。

じゅうたくい じ ひ かおく しゅうり たいじ ひつよう ひよう
住宅維持費…家屋の修理、その他維持に必要な費用

にゅうがくじゆんびきん しょうちゅうがっこう にゅうがく さい ひよう
入学準備金…小中学校に入学する際にかかる費用

こうとうがっこうとうしゅうがくひ こうとうがっこう しゅうがく ひつよう ひよう
高等学校等就学費…高等学校に就学するために必要な費用

にんぶていきけんしんりょう にんしんちゅう ていきけんしん う さい ひよう
妊婦定期検診料…妊娠中、定期検診を受ける際にかかる費用

けんしんりょう しょうがいしゃてちょう しんせい かいごしせつりょう ひつよう しんだんしょなど ひよう
検診料…障害者手帳の申請や、介護施設利用のために必要な診断書等の費用

しききんとう てんきよ ひつよう しききん れいきん ちゅうかいてすうりょう ひよう
敷金等…転居に必要な敷金・礼金・仲介手数料などの費用

かざいほかんりょう かざい じたくいがい ぼしょ ほかん ひつよう さい ひよう
家財保管料…家財を自宅以外の場所に保管する必要がある際にかかる費用

かざいしょぶんりょう かざい しょぶん ひつよう さい ひよう
家財処分料…家財の処分が必要な際にかかる費用

かぐじゆうきひ さいていせいかつ ひつよう すいじようぐ しょつき れいだんぼうきぐ ほご かいしじ
家具什器費…最低生活に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具(保護の開始時、
ちようきにゆういんご いったい ようけん がいとう ばあい かぎ こうにゆうひ
長期入院後など一定の要件に該当する場合に限る)などの購入費

せいぎようひ しょうきぼ じぎよう いとな さい ひつよう ひよう
生業費…小規模の事業を営む際に必要な費用

ぎのうしゅうとくひ せいぎよう つ ひつよう ぎのう しゅうとく ひつよう ひよう
技能習得費…生業に就くために必要な技能を習得するために必要な費用

しゅうしよくしたくひ しゅうしよく ひつよう いるい はきものなど
就職支度費…就職のために必要とする衣類、履物等

はいでんせつびひ はいでんせつび しんせつ さい ひよう
配電設備費…配電設備を新設する際にかかる費用

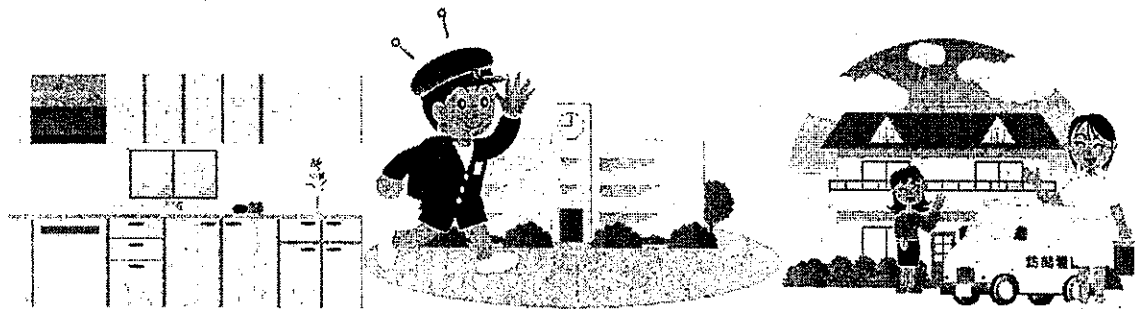
すいどう い どもた げすいどうせつびひ すいどうなど せつび しんせつ さい ひよう
水道・井戸又は下水道設備費…水道等の設備を新設する際にかかる費用

えきかせきゆ せつびひ など せつび しんせつ さい ひよう
液化石油ガス設備費…プロパンガス等の設備を新設する際にかかる費用

ふどうさんかんていひようなど ふどうさんたんぼがたせいかつしきん りよう さい
不動産鑑定費用等…不動産担保型生活資金を利用する際にかかる

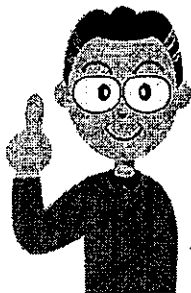
ふどうさんかんていひよう
不動産鑑定費用

じょうき いちれい いちじふじよ かん くわ ないよう ふくしじむしょ と あ
上記はあくまで一例です。一時扶助に関する詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせ
わせください。

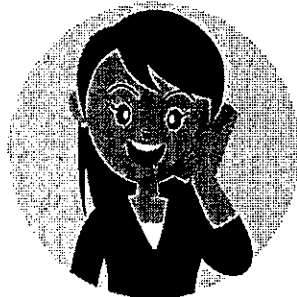


いりょう う
医療を受けるにあたって

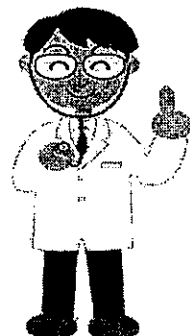
1. 病院にかかる前には必ず福祉事務所に連絡してください。福祉事務所から病院等へ、診療を依頼し、「医療券」を送ります。継続して通っている病院でも、毎月の月初めには福祉事務所に連絡してください。処方箋をだされて、調剤薬局でお薬を受け取るときも、連絡が必要です。病院から「医療券」を持ってくるよう言われたときは、受診する前に福祉事務所に取りに来てください。
2. 生活保護法の指定を受けていない病院・薬局にはかかれません。できるだけ自宅から近い、指定医療機関を受診してください。遠方の病院を希望されるときは、その理由をお伺いします。
3. 福祉事務所が閉まっているときに、急病などで緊急やむを得ず病院にかかるときは、生活保護受給証(時間外・休日等緊急受給証)を提示して、生活保護受給中であることを伝えて受診し、後日速やかに福祉事務所へ連絡してください。



受診する人



福祉事務所



病院

4. 生活保護受給証(時間外・休日等緊急受給証)を失くしたり、変更(世帯員の転出・転入、住所・氏名の変更など)があるときは福祉事務所に連絡してください。生活保護が停止・廃止となったらすぐに福祉事務所に返してください。
5. 治療については医師の指示に従ってください。原則として、同じ病気で、同時に複数の病院を受診することはできません。
6. お薬は、原則として後発医薬品(ジェネリック医薬品)が調剤されます。医師が後発医薬品の使用が可能と判断している場合は、調剤薬局の薬剤師や福祉事務所のケースワーカーの判断で先発医薬品の使用を認めることはできません。後発医薬品の使用に不安がある場合は医師に相談してください。また、お薬手帳をつくって、他の病院で処方されているお薬の内容を医師・薬剤師に伝えてください。
7. 施術(柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう)は、医療扶助の対象にならない場合(全額自己負担になる場合)もありますので、施術を受ける前には必ず福祉事務所に相談してください。
8. 健康保険や自立支援医療等、他の法律や制度で医療費が支払われる場合は必ず手続きをし、速やかに福祉事務所に届け出てください。健康保険証や自立支援医療等の受給者証がある方は、病院にかかるとき必ず窓口で見せてください。
9. 国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療は生活保護受給中の人には使えません。

ほご う ひと ぎむ 保護を受ける人の義務

1. ほご う けんり たにん ゆず
保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
 2. はたら のうりよく ひと のうりよく おう はたら ぎむ はたら
働く能力がある人は、その能力に応じて働く義務があります。働くことがで
きるかどうかは、しゅじいとう かくにん ひつよう おう しゅうにゆう
主治医等へ確認することがあります。必要に応じて収入
しんこくしょ きゅうしょくかつどうほうこくしょ ていしゆつ もと
申告書・求職活動報告書の提出が求められます。
 3. せたい つぎ せいかつじょうきよう へんどう ふくしじむしょ とど
世帯に次のような生活状況の変動があったときは、すぐに福祉事務所に届
け出てください。届け出が遅れた場合、それまでにかかった費用が支払えなく
なることや、かこ さかのぼ せいかつ ほご ひ かえ
過去に遡って生活保護費を返していただくことがあります。
- ① しゅうしょく てんしょく たいしょく
就職、転職、退職をしたとき
 - ② しゅうにゆう ふ へ りんじしゅうにゆう ふく
収入が増えたとき、または減ったとき(臨時収入を含む)
 - ③ にゆういん てんいん たいいん けんこうほけんしょう しゃかいほけん ろうさい ほか こうひ
入院、転院、退院をしたとき。健康保険証(社会保険)、労災や他の公費
ふたんいりょうせいど つか つか
負担医療制度が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
 - ④ しせつ かいごろうじんほけんしせつ にゆうしょ たいしょ
施設(介護老人保健施設など)に入所したとき、または退所したとき
 - ⑤ かぞく にんずう か しゅっさん しぼう てんにゆう てんしゆつ
家族の人数が変わったとき(出産、死亡、転入、転出など)
 - ⑥ ひ こ やちん まだい ちだい か
引っ越しをしたとき、家賃・間代・地代が変わったとき
 - ⑦ しさん え そうぞく こうつうじ こ ほしょう ふく しょぶん
資産を得たとき(相続、交通事故などの補償を含む)、処分したとき
 - ⑧ た かていせいかつ か たと こうつうじ こ
その他、家庭生活に変わったことがあったとき(例えば、交通事故にあったと
きなど)

4. 福祉事務所の指示・指導には必ず従ってください。正当な理由なく従わないときは、保護が停止・廃止となることがあります。

Q どのようなときに、指導や指示を受けますか？

A ・病気やケガが治って、働けるようになったのに働こうとしないとき

・体の調子が悪いのに、医療機関を受診しないとき。また、医師の指示に従わないとき

・病人や子どもの世話が必要でなくなったのに働こうとしないとき

・働いていても、本人の能力や健康状態から判断して、十分な収入を得る努力をしているとは認められないとき

・活用できる資産があるのに、活用しようとしていないとき

・収入等の必要な届け出をしないとき

・家庭訪問時に不在にしていたとき、連絡を求められているにもかかわらず、連絡がないことが長期間続いたとき

・そのほか、生活の維持・向上に向けて努力しないとき など

保護を受ける人の権利

1. 決定された保護は正当な理由がない限り、廃止するなど、不利益な変更を受けることはありません。
2. 保護として支給された金銭・物品には税金はかかりません。
保護として支給された金銭・物品、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

保護費の支給方法

保護費は原則として毎月5日に支給されます。5日が市役所の閉庁日の場合は、その直前の閉庁日が支給日となります。支給方法は原則として口座振込です。しかし、世帯の状況により窓口にて支給されることもあります。

外国籍の方の保護

生活保護法の適用の対象は日本国民となっていますが、外国人でも日本国民に対する取扱いに準じて保護することができます。詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。

その他注意してもらうこと

1. 保護を受けている世帯は、自動車・バイクの保有は原則認められていません。
つういん つうきん いちじる こうつう ふべん ちいき す え
通院、通勤、著しく交通が不便な地域に住んでいるなど、やむを得ない
じじょう ばあい そうだん
事情がある場合は、相談してください。
2. ギャンブルなどの遊興費で生活を圧迫してしまうなど、浪費やむだづかいの
けいかくてき せいかつ ほごひ つか
ないように計画的に生活保護費を使ってください。
3. 何らかの虚偽の申告をして保護を受けた場合、及び暴力団員であることを
なん きよぎ しんこく ほごう ばあい およ ぼうりよくだんいん
申告せずに保護を受けた場合は、すでに支給した保護費を返していただき、
けいじこくはつ
刑事告発されることがあります。
4. 給与収入の増加、生命保険の解約金、年金が遡及して支払われた場合な
きゆうよしゆうにゆう そうか せいめいほけん かいやくきん ねんきん そきゆう しはら ばあい
ど、一時的な収入の増加の申告や、入退院の連絡が遅れたりすると、すで
しきゆう ほごひ さかのぼ へんかん ばあい
に支給した保護費を遡って返還していただく場合があります。

保護決定に不服があるとき

ふくしじむしょ けつてい ふふく けつてい し ひ よくじつ
福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から
きさん みつきいなき ひょうごけんちじ たい しんさせいきゆう
起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

ケースワーカーと民生委員・児童委員

1. ケースワーカー

福祉事務所の職員として、生活保護法に基づき、あなたの世帯の自立のため

めに相談・助言・指導にあたります。また、保護開始時の調査や、

受給中の連絡のために、定期的に自宅を訪問します。

2. 民生委員・児童委員

社会福祉の奉仕者として、あなたの近所に住んでおられます。

生活保護法に基づき福祉事務所と保護を受ける人のパイプ役として、

生活に困った人や悩み事を持つ人の相談相手として助言を行っておられます。

何か問題が生じたときは、相談してください。必ず秘密は守られます。

※生活保護が開始・停止・廃止となった場合や、生活保護受給中に引

越しをした場合、お住いの地区の民生委員・児童委員にその旨の通知を

させていただきます。



あなたの^{せたい}世帯の^{たんとう}担当ケースワーカーは

_____です。

〒665-8665 ^{たからづかし}宝塚市^{とうようちょう}東洋町^{ばん}1番^{ごう}1号

^{たからづかし}宝塚市^{ふくし}福祉事務所^{たからづかし}（宝塚市役所^{やくしよ}生活^{せいかつ}援護^{えんご}課^か）

^{でんわ}電話：(0797) - 77 - 2079 (直通)

77 - 2223 (直通)

71 - 1141 (大代表)

あなたの^{せたい}世帯の^{たんとう}担当^{たんとく}民生委員・^{じどう}児童委員は、

_____さんです。

^{でんわ}電話：(- -)